

大阪府育英会奨学金は、
経済的理由により修学が困難な生徒に
学資を貸付し、支援することを目的とし
ています。無利子のため、利用する方が
多い奨学金です。

この奨学金の契約者は、生徒自身です。
生徒自身が契約をし、お金を借り、卒業
後に返していくことになります。

令和5年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 大阪府育英会

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

業務時間 平日 9:00～17:30

ホームページもご覧ください ▶▶

大阪府育英会



お問い合わせ先

採用貸付課

TEL 06-6357-6272

FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

(注) 令和5年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を学校へ提出した方は、令和5年度の奨学生として本採用になりますので、今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 申込資格

- 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること
 - 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校
 - 専修学校の高等課程（ただし修業年限1年以上の学科）
- 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること **特別な事情がある人はご相談ください**

※保護者について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

生徒が成年年齢に達した場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者（父母等）であったもの」と読み替えてください。（申込関係書類すべて）

注) 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

注) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

- 保護者について、以下の【算式】により算出された所得判定額が次のとおりであること
(※令和4年度の住民税課税標準額等による、保護者の合算の額)

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

※ 早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。(生徒本人が平成18(2006)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。)

(※ 課税標準額、調整控除額の確認方法については、申込書A票の裏面を参考にしてください。)

在学学校	所得判定額	年収めやす(※)
国公立	251,100円未満	800万円未満
私立	347,100円未満	1,000万円未満

(※) **年収のめやすが1000万円未満の方が対象(あくまでめやす)**

※1 地方税法第29の5条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

※2 課税標準額は、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※3 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※4 政府が運営するオンラインサービス

学費サイトで授業料1期の請求が0円の場合は

授業料実質負担額0円+10万円の10万円が年間の貸付額

3 貸付限度額と

・貸付限度額

在学学校	所得判定額	年収めやす	貸付限度額(年額) 〔下記の範囲内で希望する額(1万円単位)〕
国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円 (授業料実質負担額(※1)が無償となる場合は、限度額は10万円です。)
私立	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※1) (注)24万円を上限(※2)

(※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額

(※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は府内の私立高校等に在学する生徒本人を含め(合算)が251,100円以上に該当し大阪府内、もしくは貸付対象外となる場合があります。

(※3) 大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合、『授業料支援補助金』申請状況確認で扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。

そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。

扶養している子が1人→年間24万円

扶養している子が2人→年間10万円

扶養している子が3人→対象外

・貸付時期 **1回目に10万円貸付 ※貸付額が24万円の場合は第2回目も貸付アリ**

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	7月10日	10月11日	1月30日

※貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。
(20万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。)

※2年目からの第1回目の貸付日は、5月30日となります。
※貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

業期間です。

4 申込手続き

提出するのは2枚

提出書類	① 奨学生申込書 → ABCが一枚になった書類	
	② 保護者の収入に関する証明書 (申込書C票とA票裏面の見本を参照して提出してください。)	②③④はCの書類 (Bの裏面)に貼付
	③ 生徒本人及び保護者の住民票 (申込書C票の裏面【重要】【住民票提出における注意事項】をよく)	
	④ 生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピー (申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。)	
	⑤ 奨学資金借用証書 ※各自が目書き、各自のハンコを押してください。 ※借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。 ※障がいや病気、けがなどで署名困難な事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。	
	⑥ 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書 (原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限り。) ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。	⑤の書類に貼付
<p>※ 提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません!</p> <p>※ 申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です!</p>		
提出期限	学校が指定する期日(期限厳守) 【学校提出期限: 4月28日(金) 】	
提出先	在学する高等学校等	事務室 提出ボックス

以下、必ず読んでおいてください。

5 採否決定の通知

1. 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者（生徒本人）に通知します。
2. 採用通知書の交付を受けた方は、育英会所定の奨学生原票（採用通知時に交付）に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

1. 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
2. 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
3. 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。
所得状況によっては、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
また、所得状況の確認の結果、貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
4. 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

7 貸付決定後の届出

留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は届出事項等に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

8 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経由して大阪府育英会に提出していただきます。

9 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

1. 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経ってから、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。
※卒業以外の事由で、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
2. 原則、月賦により返還していただきます。返還月額、貸付総額により異なります。返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額（貸付総額）	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円（年額12,000円）が加算されます。		

3. 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

以下、必ず読んでおいてください。

10 個人情報の利用目的等

1. 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
2. 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
3. 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

11 注 意 事 項

1. 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
2. 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
3. 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
4. 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

★★★★ 大阪府育英会のお知らせや最新情報は、ホームページをご覧ください。★★★★

★奨学金の返還支援制度(代理返還制度)を導入しました!!
制度の概要は大阪府育英会ホームページをご覧ください! >>



A

申込書Aの記入例

記入例

★ 記入上の注意事項について ★

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

公益財団法人大阪府育英会の「奨学生申込みのしおり」の記載内容に同意のうえ、令和5年度大阪府育英会奨学生に申込みます。

この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自筆で記入してください。

記入年月日 2023年 月 日

申込書を記入する日付をかいてください。

消えるペン不可!

生徒本人記入欄	在学学校名	〇〇北高等 学校	普通 学科 (コース)	現在の学年を記入してください。
	申込者(生徒)氏名 (カタカナ)	シ ヨ ウ カ ク		
	申込者氏名 (借用人)	奨学	生 年 月 日	19 年 8 月 17 日
	住 所	大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		

生徒本人が記入

代筆不可!

生徒本人 記入欄

- ・在学学校名等を記入してください。現在の学年も忘れずに記入してください。
- ・生徒本人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号を正確に記入してください。
- ・申込者(生徒本人)氏名は、カタカナで、左づめで記入してください。

姓と名の間は1マスあけてください ↓あける

シ ヨ ウ カ ク ノ ソ ミ

濁点、半濁点は1マス使用してください

※ 連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄	氏 名	保護者 (父・母どちらか)	日
	住 所	大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	

代筆不可!

連帯保証人 記入欄

連帯保証人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、住所、続柄(生徒との関係)、電話番号をのれなく記入してください。

※注意事項※

連帯保証人は、保護者(父母等)としてください。保護者以外の場合は、特別な事情(破産等)を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

※ 申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

親権者記入欄	母(父)子世帯の場合は、「1」を記入してください。		
	生徒の父氏名	フリガナ	生 年 月 日
	住 所	大阪市〇〇区〇〇町1-2-3	
	生徒の母氏名	フリガナ ショウカク ハナコ エリサベス	生 年 月 日
住 所	大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		

生徒の父・母

それぞれが記入

代筆不可!

親権者 記入欄

- ・未成年者の申込みには親権者の同意が必要です。生徒の父、母がそれぞれ記入してください。
- ・親権者と連帯保証人が同一人であっても省略せず、必ずそれぞれ記入してください。

母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に斜線を引き、必ず「1」を記入ください。

訂正方法

2重線を引き、余白に書き直してください。

(訂正印は不要です。)

(例) ~~大阪市中央区谷町2-20~~
大阪市都島区網島町6-20

※ 親権者がいない場合は、後見人が自署してください。

後見人記入欄	氏 名	フリガナ	生 年 月 日
	生徒との続柄	昭和 平成 西暦 年 月 日	
住 所	大阪市〇〇区〇〇町1-2-3		

後見人 記入欄

- ・後見人(父母に代わって親権を行う者)に指定されている方が、記入してください。
- ・生徒との続柄()を必ず記入してください。

B 票の記入例は裏面にあります。

B 申込書Bの記入例

記入例

① 学校の年間授業料のみを記入してください。
授業料の減額又は免除を受けている者(特待生)は、特待生にチェック✓し、減額または免除後の額を記入してください。

特待生

3 年間授業料 49			
百万	十	万	円
	5	7	0000

② 別表を参照して希望する借入金額(年額)を記入してください。
* 限度額に千円単位に切り上げます。
* 限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

全日制は1

30 希望する借入金額(年額) 56			
百万	十	万	円
	1	0	0000

- 1 全日制は、
- 2 定時制は、
- 3 通信制は、
- 4 多部制は、

63	入学年月			卒業予定年月			修業年限								
	(西暦)	年	月	(西暦)	年	月	年	か	月						
1	2	0	2	3	0	4	2	0	2	6	0	3	3	0	0

★ 記入上の注意事項について ★

- 年間授業料を記入してください。※諸経費等は含みません!
- 特待生の場合は、をし、減額又は免除後の額を記入してください。

授業料1期の請求が0円の方は10万円

もれなく記入してください。以下を参考に記入

【記入例】・最短修業年限が3年の場合

現在の学年が1年	入学年月：2023年4月	卒業予定年月：2026年3月
現在の学年が2年	入学年月：2022年4月	卒業予定年月：2025年3月
現在の学年が3年	入学年月：2021年4月	卒業予定年月：2024年3月

振込口座届 太枠欄に正確に記入してください。誤りがあれば送金が遅れる場合があります。

※生 **生徒本人名義!** または下記の5銀行(普通預金)のいずれかの口座内容を正確に記入してください。

① 預貯金口座名義人(生徒本人)		
フリガナ	ショウガク	ノゾミ
氏名(漢字)	奨学	希望

●ゆうちょ銀行の場合

② 通帳記号	③ 通帳番号(右づめ記入)

●銀行の場合(※右の5行のいずれか)

④ 銀行および本・支店名		
銀行	本・支店	
⑤ 銀行番号	⑥ 店番号	⑦ 口座番号(右づめ記入)

授業料等は「生徒名義のゆうちょ銀行」から引落としされます。
ゆうちょ銀行で登録するとお金の移動が不要のため、ゆうちょでの登録をおすすめします。

どちらかに記入してください

<指定金融機関・銀行番号>

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州
0005	0009	0010	0159	0161

◆ 奨学金振込口座届における注意事項 ◆

☆ 銀行によっては、2年以上使用していない場合は休眠口座となり、使用できない可能性があります。最近になって使用している口座で届出を行ってください。

<口座の記入方法>

●ゆうちょ銀行の場合

② 通帳記号	③ 通帳番号(右づめ記入)
1 2 3 4 0	0 0 1 2 3 4 5 1

右づめしてください ⇒⇒⇒

●銀行の場合

④ 銀行および本・支店名		
三菱UFJ	都島 本(支店)	
⑤ 銀行番号	⑥ 店番号	⑦ 口座番号(右づめ記入)
0 0 0 5	0 3 0	0 1 2 3 4 5 6

右づめしてください ⇒⇒⇒

下の5つの銀行のいずれかの口座を記入してください。

<指定金融機関・銀行番号>

三菱UFJ	三井住友	りそな	関西みらい	池田泉州
0005	0009	0010	0159	0161

※ 銀行の合併や店舗統廃合などで、番号に変更があった場合は、最新のものを記入してください。

～アンケートにご協力ください～

保護者が記入してください。該当する番号の にチェック「✓」してください。

問1. 大阪府育英会の予約奨学制度を知っていましたか?

① 高校等入学前から知っていた。 ② 高校等入学後に知った。 ③ 今回知った。

問2. どのように知りましたか?(複数回答可)

① 学校の進路相談や説明会 ② 今回の奨学生募集 ③ 友人・知人

④ 市町村の相談窓口 ⑤ 大阪府・市町村の広報紙 ⑥ ホームページ

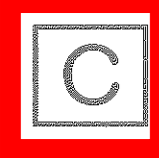
⑦ その他()

ご協力ありがとうございました。

<育英会使用欄> 注) この欄は、記入しないでください。

101 予在	102 学校番号	103 校種	104 学科	110 算出額(1)	115 算出額(2)	127 生非	134 高専	135 課程
2							2	

申込書 A票・B票 記入後は、C票に必要書類をのり付けしてください。
必要書類は、C票を参照してください。



ここに1.2.3の3枚の書類を貼る

- ①収入に関する証明書（コピー可）
※裏面の「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。
- ②生徒本人 及び 保護者の住民票
- ③生徒本人名義の指定銀行のまたはキャッシュカード等のコピー

証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。
(2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。)

① 収入に関する証明書について～

※『課税証明書』の場合は、必ず「課税標準額（課税総所得金額）」、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。

※『特別徴収税額』の記載されます。保護者全員分が必要！

保護者の職業形態	申込に必要な書類
1 給与収入の方 (サラリーマンなど)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (*) 昨年5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2 給与収入以外の方 (自営業者など)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 市(町村)民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書 (*) 昨年6月中旬に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3 上の1及び2の証明書が提出できない方 ・住民税が非課税等の方	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 市(町村)民税・府民税課税証明書 (*) 令和4年1月1日現在の住所地の市区町村の窓口で交付をうけてください。(市区町村により証明書の名称が異なります。)
4 生活保護世帯の方	<p>生活保護世帯は生活保護受給証明書</p>

源泉徴収票、確定申告書。非課税通知書は使用できません。

※ 下記事情に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事情内容	必要書類等
■ ひとり親家庭の場合 上記1～3の証明において、本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に*印・★印等が表示されていない場合	<ul style="list-style-type: none"> 『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は 続柄を表示した世帯全員の住民票の原本
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	令和3年中の給与支払証明書(育英会所定の様式)
■ 失職・転職、その他著しく収入が減少した場合 (コロナウイルス感染症の影響による収入の変動も含む)	経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を提出してください。
① 失職・解雇等	雇用保険受給資格者証 又は 離職票等のコピー
② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等	【会社員等】収入証明書(会社発行)又は給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書(控)コピー 又は 収入と経費が分かる書類等

(※必要に応じ追加書類を求める場合があります。他の事情等、詳細については大阪府育英会ホームページも併せてご確認ください。)

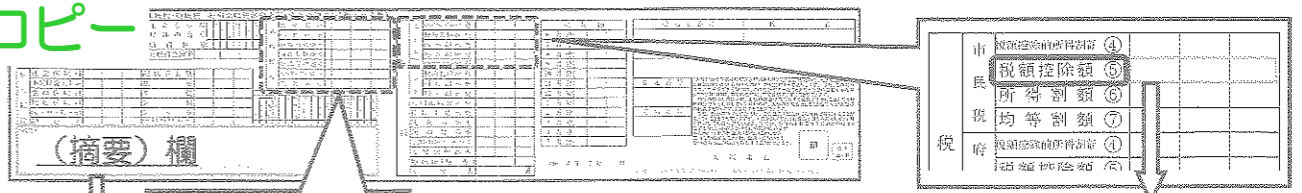
【収入に関する証明書の見本】<大阪市の例>

※ コピーを提出する場合は、氏名や年度などが切れないように全体をコピーしてください!

【参考】 申込資格および貸付額算定にあたっての算式
【算式】 市町村民税の課税標準額(A) × 6% - 市町村民税の調整控除の額(B)

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。
※ 早生まれにより扶養控除の適用が同学年の生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。(生徒本人が平成18(2006)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。)

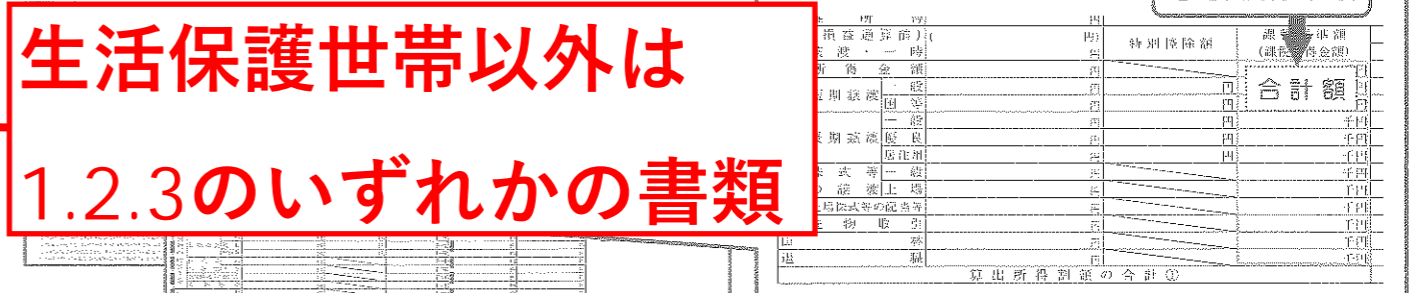
● 給与所得等にかかる市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)



※※注意※※

- 「調整控除額」は、「税額控除額」欄に表示されます。ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等が適用されている場合は、それらを含めた合計額が表示されます。
- お住まいの地域により、「(摘要)欄(通知書の左下)」に「住宅借入金等特別税額控除額」・「寄附金税額控除額」・「調整控除額」などが表示されている場合があります。

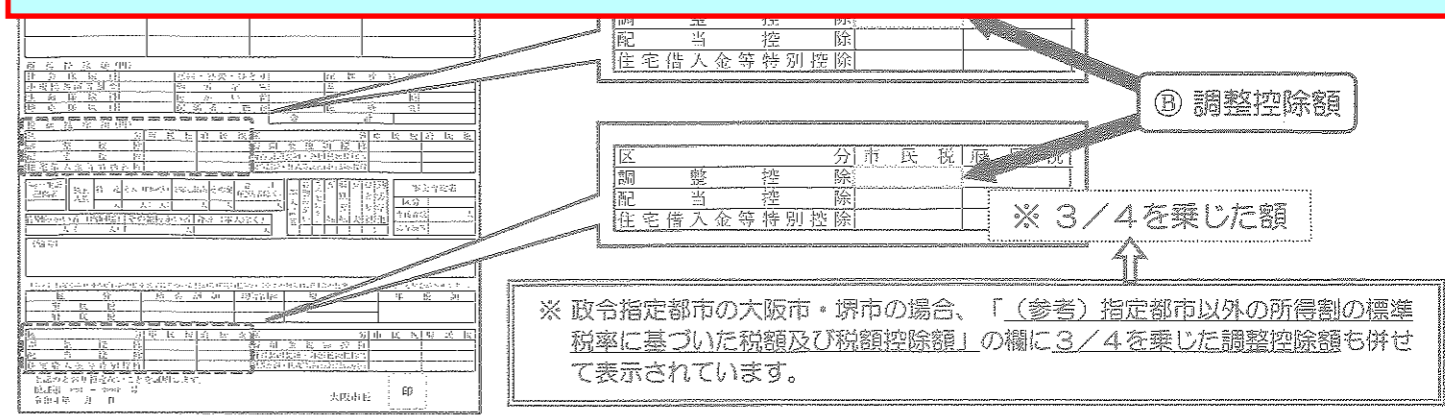
● 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書



生活保護世帯以外は1.2.3のいずれかの書類

【要注意！課税証明書を取得する場合】

- ◆役所の窓口で「課税標準額と調整控除額が記載されたものが必要」と伝えて取得してください。
- ◆市区町村によっては記載のない課税証明書があります。
- ◆マイナンバーカードを使ってコンビニで取得すると記載されない場合があるようです。必ず確認してください。



※ 政令指定都市の大阪市・堺市の場合、「(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額」の欄に3/4を乗じた調整控除額も併せて表示されています。

重要

2

住民票提出における注意事項

1. 住民票の提出 (申込書C票へ貼付)

◎申込者(生徒本人)及び保護者全員分の提出が必要になります。

保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。

ひとり親の方は、続柄を表示した世帯全員分の住民票が必要です。

◎原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

コピーや古いものは使用できません。 下図(注1)

◎個人番号(いわゆる「マイナンバー」)が表示されている場合は受付できません。ご注意ください。

2. 保護者が同居の方

(1)

コピー不可!

複数枚ある場合はすべて提出。

バラバラにしない。

(2)

(3)

(当会所定の誓約書の提出が必要です。)

<大阪市の見本>

住民票 form with multiple entries and fields for personal information, residence, and family members.

個人番号 記載省略

(注2)

個人番号(マイナンバー)が表示されている場合は、受付できません。

国籍・地域: 米国 在留カード等の番号: 00000000000000000000
第30条の45に規定する区分: 中長期在留者 在留資格: 日本人の配偶者等
在留期間等: 5年 在留期間等の満了の日: 〇年〇月〇日

(注3)

保護者が外国籍の方は、表示が必要です。表示を忘れた場合は、「在留カード」又は、「特別永住者証明書(カード)」のコピーを添付してください。どちらもない場合は、受付できません。

(1/1)

※注意※

- この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合は、必ずすべて提出してください。
綴りを解いたもの(バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの)では、受付できません。
申込者(生徒本人)と保護者以外の同居人(兄弟等)の分を抜かないようご注意ください。

令和5年4月〇〇日

(注1) 当会に提出する日から3ヶ月以内に発行された原本を提出(コピー不可)

③【通帳 または キャッシュカード等のコピーにおける注意事項】

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと、振込できません！

右の ①又は②があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある。
- ② 上限額に金額の印字がある。

※どちらもない場合や、通帳がなく送金機能があるか確認出来ない場合は、ゆうちょ銀行へお問い合わせください

このページをコピーして提出してください。

生徒本人名義の口座

その他の銀行の場合

△ 下記指定銀行以外の口座は使用できません △

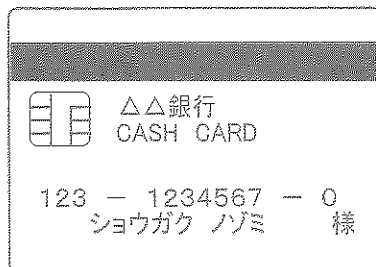
普通預金（総合口座）の「口座名義人」「口座番号」「支店番号」「支店名」が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

指定銀行

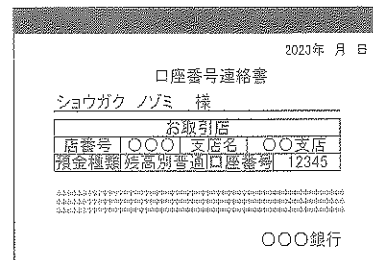
- 三菱UFJ銀行 ●三井住友銀行 ●りそな銀行 ●関西みらい銀行 ●池田泉州銀行

※ 通帳がないタイプの口座の場合、キャッシュカードのコピーやインターネットバンキングログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などをプリントアウトしたもので結構です。

キャッシュカードの場合



電子通帳 画面コピーの場合



※ 通帳のコピー等は、**C**票にのり付けしてください。
このページには、のり付しないでください。

「奨学資金借用証書」記入についての注意事項及び記入例

- 黒のペン又はボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- 記入事項を訂正する場合、定規で2本線を引き、その上部（余白）に書き直し、2本線の上に借用証書に使用したハンコを押してください。
(例) 大阪市都島区網島町6番20号
大阪市中央区(印)2丁目2番20号
- 印鑑が違っていた、不鮮明等で押印し直す場合は、二重線を引き、印鑑欄の近くで、当該者欄内に押印してください。(印が重ならないように押印してください)

氏名	(フリガナ) ショウガク タロウ	実印
氏名	奨学 太郎	(印)

各自が自署し、各自のハンコを押してください！
※スタンプ印は使用しないでください！

連帯保証人の印鑑登録証明書を借用証書の右側に必ずのり付けしてください。
(提出日から3ヶ月以内発行の原本)

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様
私は、貴会より下記金額を借用します。ついでに、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
なお、裏面記載の「個人情報」※奨学資金の借入金額(年額) (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項) ※育英会は、奨学生の保護者の同意を得て貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項) ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2023年4月～2026年3月	3年 0か月	100,000 円	300,000 円

借入額計 借入年数 × 希望する借入金額(年額)

「借入期間等」
【借入期間】 卒業予定までの期間
【借入年数】 卒業までの正規の最短修業年限
【借入額計】 借入年数 × 希望する借入金額(年額)

借用金額の記入を間違えると
すべて書き直し！

「在学学校名欄」
・在学する学校名、学科名(コース名)を記入してください。(普通(科)、総合学(科)、進学(コース)等)
・該当の課程を「○」で囲んでください。

在学学校名 **大阪暁光高等学校** (学校名) 学校 **全日制に丸** (課程)

「借用人欄」
・生徒本人が自署・捺印してください。
・生徒本人が返還の責任を負います。

借用人(奨学生本人) **生徒本人が記入 代筆不可!**
氏名 (フリガナ) ショウガク ノゾミ
氏名 将当 宗七
生年 昭和 19年8月17日生
住所 〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3

「連帯保証人欄」
・連帯保証人本人が自署・捺印してください。
・必ず、実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を捺印してください。
・勤務先について、無職の場合、記入漏れでないことがわかるように、「無職」「なし」等記入してください。

保護者(父・母どちらか)が記入 代筆不可!
氏名 奨学 太郎
実印
勤務先 株式会社
住所 大阪〇〇区〇〇町1-2-3

「親権者同意欄」
・生徒の親権者である父・母が、各自自署・捺印してください。
・母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いて下さい。
・後見人が親権を行う場合は、後見人の字句を「○」で囲み、続柄を記入してください。

生徒の父・母それぞれが記入 代筆不可!
父 氏名 奨学 太郎 生年 平成 52年4月10日生
母 氏名 (フリガナ) ショウガク ハナコ エリザベス
氏名 奨学 太郎
生年 昭和 1978年1月1日生
住所 〒534-0000 大阪市〇〇区〇〇町1-2-3

(例) 希望する借入金額(年額)が 300,000円
・1年生の場合 → 最短3年で卒業
× 3年 = 借入額計: 900,000円
・2年生の場合 → 最短2年で卒業
× 2年 = 借入額計: 600,000円
・3年生の場合 → 最短1年で卒業
× 1年 = 借入金額: 300,000円

「借用金額欄」
★ 借用金額 = 借入額計
上の【借入額計】と同じ金額を記入してください。
※「借用金額」を間違えた場合は訂正できません!!
(学校で新しい借用証書をもってください。)

各自が自署し、各自のハンコを押してください！
※スタンプ印は使用しないでください！
(障がいや病気、けがなどの理由で署名が困難なため代筆される場合は、事情書の添付が必要です。)

※「同上」・「//」などの同上記入は不可です。

大阪府育英会のホームページに「貸付限度額(年額)」の算出シートを用意しておりますので、ご利用ください!!

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
 ついては、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
 万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
 なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
 (大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項)
 ※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
 (大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第14条第1項)
 ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
 (大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2023年4月～20 年 月	年 か月	円	円

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	---	---	---	---	---

借用金額の記入ミス・訂正は不可。
 新しい借用証書に書き直してください。

(注) 各自が自署し、各自のハンコを押してください。
 別紙記入例をよく読んでから、記入してください。

記入日: 2023 年 月 日

在学学校名		(フリガナ)		学校		通信制		科(コース)		
		○をしてください ↓		学校 全日制		通信制 多部制				
借用人 (奨学生本人) (自署)	氏名	(フリガナ)		性別	男 ・ 女		生年月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生		
	住所	(フリガナ)		連絡先	(自宅)		連	- -		
	住所	(フリガナ)		連絡先	(携帯)		絡	- -		
連帯保証人 (自署)	氏名	(フリガナ)		性別	男 ・ 女		生年月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生		
	住所	(フリガナ)		連絡先	(自宅)		連	- -		
	住所	(フリガナ)		連絡先	(携帯)		絡	- -		
	勤務先	勤務先名			電話	- -		住所	(フリガナ)	
親権者 同意欄 (自署)	父	氏名	(フリガナ)		性別	男 ・ 女		生年月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生	
	住所	(フリガナ)		電話	(自宅・携帯)		連	- -		
	住所	(フリガナ)		電話	(携帯)		絡	- -		
借用人(奨学生本人)が未成年者の場合、必ず記入してください。	母	氏名	(フリガナ)		性別	男 ・ 女		生年月日	昭和 平成 西暦 年 月 日生	
	住所	(フリガナ)		電話	(自宅・携帯)		連	- -		
	住所	(フリガナ)		電話	(携帯)		絡	- -		

連帯保証人の印鑑登録証明書をここにのり付けしてください。

ここに連帯保証人の印鑑登録証明書を貼付けてください。

住所	大阪府〇〇区〇〇町1丁目2番3号	
氏名	奨学 太郎	
旧氏	*****	
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	

この印影は、印鑑登録原簿に登録されている印影の写しに準拠しないことを証明する。
 令和5年〇月〇日 大阪府〇〇区長 〇〇〇 印

所定の位置に横向きでのり付けしてください。

住所	大阪府〇〇区〇〇町1丁目2番3号	
氏名	奨学 太郎	
旧氏	*****	
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日	

この印影は、印鑑登録原簿に登録されている印影の写しに準拠しないことを証明する。
 令和5年〇月〇日

添付書類は切り取ったりせず、借用証書のサイズに収まるように折り曲げてください。

◎留意事項

- 必ず各自で記入してください。
 (注) 同一筆跡と見受けられる場合は、書き直しを依頼することがあります。
- 連帯保証人の印は、実印を鮮明に捺印してください。

◎添付書類

連帯保証人の印鑑登録証明書
 (原本・当会に提出する日から3か月以内に発行されたもの)

借用人及び連帯保証人の誓約及び同意のもと、公益財団法人大阪府育英会奨学資金貸付返還規程等に基づいて奨学資金を貸与します。

大阪市都島区網島町6番20号
 公益財団法人 大阪府育英会
 理事長 植田 剛司

備考	
----	--

分からないことがあれば



● 申込 関係
【申込資格について】

Q1 (単身赴任・国内)
保護者が単身赴任で、住所

A. 生活の本拠が大阪府の経緯を記した『事情書』

Q2 (単身赴任・海外)

保護者が海外に赴任している場合、資格外になりますか？

A. 生活の本拠が大阪府内で、会社命令等による赴任の場合は、資格外になりません。経緯を記した『事情書』と会社発行の辞令などの写しを提出してください。なお、海外勤務者用の収入証明を提出していただく必要があります。育英会にご連絡ください。住民票を国内に置いている場合は、提出してください。

Q3 (外国籍)

保護者が外国籍の場合、申込むことはできますか？

A. 在留資格が、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」であれば申込むことができます。必ず、住民票に在留資格を表示してください。（※表示を忘れた場合は、「在留カード」又は「特別永住者証明書（カード）」のコピーを添付してください。）但し、在留資格が「定住者」の場合は、将来日本に永住する意思確認のための『誓約書』の提出が必要です。所定の『誓約書』がありますので、育英会へご連絡ください。

【親権者について】

Q4 (行方不明・失踪) <※下表参照>

保護者が行方不明の場合、申込書の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 経緯を記した『事情書』と「警察署の行方不明者届受理証明書」等の写しを提出してください。行方不明者の申込書の記入や収入証明書等の提出は不要です。但し、提出書類を審査させていただいたうえで、追加書類を求める場合があります。

Q5 (DV) <※下表参照>

配偶者からDV被害を受けています。申込書の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 経緯を記した『事情書』と「DVにかかる裁判所や役所などの証明書」等の写しを提出してください。加害者の申込書の記入や提出は不要です。

【参考】あくまで参考事例です。状況により父を母に、母を父に読み替えてください。また、祖父・祖母を叔父・叔母などに読み替えてください。

事例	保護者：父 状況	申込書記入 証明書提出	生徒の 居住	保護者：母 状況	申込書記入 証明書提出	生徒の 居住	生徒 状況	連帯保証人欄	親権者欄		後見人欄	備考（提出必要書類等）		
									父欄	母欄		住民票	収入証明	その他
Q4	行方不明	不可		生徒と居住		○	母と居住	母	(斜線)	母		全員	母	・『事情書』 ・行方不明不明者届受理証明書等の写し
Q5	DV加害者	不要		DV被害者		○	母と居住	母	(斜線)	母		生徒・母	母	・『事情書』 ・DVにかかる証明書等の写し
Q6	生徒と非居住	非協力	×	生徒と非居住	非協力	×	祖父・祖母 と居住	祖父または 祖母	(斜線)	(斜線)	祖父または 祖母	生徒 祖父母	祖父母	・詳細に事情を記した『事情書』
Q7	生徒と非居住	可 事情により不可	×	生徒と非居住	可 事情により不可	×	施設に入所	父または母 (免除)	(斜線)	(斜線)	施設長	全員 生徒	父母 (不要)	・施設在籍証明書等の写し (保護者の有無にかかわらず)
Q8	離婚調停中	可 非協力		離婚調停中		○	母と居住	父または母 母	(斜線)	母		全員 生徒・母	父母 母	【父非協力時】『事情書』および「離婚調停中にかかる証明書等の写し」
Q9	離婚予定	可 非協力		離婚予定 生徒と居住		○	母と居住	父または母 母	(斜線)	母		全員	父母 母	【父非協力時】詳細に事情を記した『事情書』および「弁護士相談等の資料写し」
Q10	離婚／親権者	可 非協力		親権なし（離婚）		○	母と居住	父 母	父 (斜線)	(斜線) 母		生徒・父 生徒・母	父 母	【父非協力時】 詳細に事情を記した『事情書』

(※) 提出された書類にもとづいて審査いたします。場合によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。審査の結果、不採用となる場合があります。

見権者の協力を
「連帯保証人欄」
又父・叔母など

Q7 (生徒が施設に入所) <※下表参照>

児童養護施設に入所しています。申込書の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 保護者がいる場合、保護者がいない場合で、記入方法や必要書類が異なります。育英会までお問い合わせください。

Q8 (離婚調停中) <※下表参照>

両親が離婚調停中の場合、申込書の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 離婚調停中でも、原則、両親の記入・書類提出が必要です。ただし、協力を得られない場合は、経緯を記した『事情書』と「家庭裁判所などの証明書」等の写しを提出してください。その際は、申込書の記入や提出は不要ですが、提出書類を審査させていただいたうえで、追加書類を求める場合があります。

Q9 (離婚予定) <※下表参照>

両親が離婚を予定しており、別居中です。申込書の記入や提出は必要ですか？

A. 両親の記入、書類提出が必要です。提出できない場合は、受付できません。ただし、DV被害などで協力を得ることができない場合は、事情を詳細に記した『事情書』と疎明できる資料の写しを提出してください。提出書類にもとづき審査いたします。また、弁護士に相談している場合は、『事情書』と「離婚協議の証明書類」等の写しを提出してください。

Q10 (離婚1：親権者でない親と同居) <※下表参照>

両親が離婚しており、親権者は母（又は父）ですが、父（又は母）と同居しています。申込書の記入や提出はどのようにすればいいですか？

A. 親権者の記入・書類が必要ですが、特別な事情があり親権者の協力が得られない場合は、事情を詳細に記した『事情書』を提出してください。この場合、申込書の「親権者欄」は空白とし、「後見人欄」に父（又は母）が記入してください。提出書類にもとづき審査いたします。

【申込者用チェックリスト】

申込書類の提出前に確認用として利用ください。（この用紙は提出不要です。）

項目	チェック項目	チェック
----	--------	------

提出前にもう一度チェック

	『記入年月日』も記入していますか？	<input type="checkbox"/>
	母子又は父子世帯の場合、親権者記入欄に『1』を記入していますか？	<input type="checkbox"/>
申込書 B	全ての欄に記入していますか？ 記入漏れはないですか？	<input type="checkbox"/>
	『振込口座届』欄には、生徒本人の口座を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
	届出銀行は、ゆうちょ銀行又は指定する5つの銀行のいずれかですか？	<input type="checkbox"/>
	口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか？ (貯蓄口座や積立口座には送金できません。)	<input type="checkbox"/>
	記号や番号などの記入間違いはありませんか？	<input type="checkbox"/>
	最近も使用している口座ですか？ (2年以上使用していない場合は、休眠となり使用できない可能性があります。)	<input type="checkbox"/>
奨学資金借用証書	各自がそれぞれ記入し、各自の印を捺印しましたか？(連帯保証人は実印)	<input type="checkbox"/>
	『記入日』を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
	連帯保証人の印鑑登録証明書をのり付けしましたか？	<input type="checkbox"/>
収入に関する証明書	令和4年度の通知書や証明書ですか？	<input type="checkbox"/>
	保護者全員の証明書をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
	特別な事情がある場合は、必要な書類をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
住民票	生徒本人、保護者全員の住民票をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
	3ヶ月以内に発行されたものですか？	<input type="checkbox"/>
	個人番号(マイナンバー)は、非表示になっていますか？ (表示されている場合は、受付できません。)	<input type="checkbox"/>
	複数枚綴りの場合は、すべてをのり付けしていますか？ (複数枚綴りの場合は、解かずにすべて提出してください。)	<input type="checkbox"/>
	保護者が外国籍の方は、在留資格が表示されていますか？	<input type="checkbox"/>
通帳等のコピー	申込書に記入した口座と同じもの(生徒本人のもの)ですか？	<input type="checkbox"/>
	名義や記号・番号、銀行名・支店名などが記載されているページですか？	<input type="checkbox"/>